

福島第一原子力発電所5号機の安全確保に係る取組状況について

平成21年10月29日

東京電力㈱福島第一原子力発電所5号機（以下「当該機」という。）は、平成21年9月1日から平成21年10月下旬までの予定で原子炉を停止し、第23回定期検査（定期事業者検査）を実施している。今回の当該機の定期検査は、平成20年8月の関係法令改正による新検査制度が福島第一原子力発電所としては2号機に続き適用されたものであり、保全活動管理指標や点検、補修の計画等を定めた保全計画に基づき、実施されている。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

- 当該機においては、今停止期間中に、長期保守管理方針に基づき、原子炉残留熱除去海水系配管内面の目視点検等を実施するとともに、機器・構造物の定例的な点検、配管減肉管理指針に基づく配管の肉厚測定を計画的に実施している。また、残留熱除去系配管改造工事等の予防保全の取組みが進められ、不適合事象等の情報公開の努力も積み重ねてきている。
- 今回、配管の減肉管理においては、余寿命が5年未満とされた部位は確認されなかったが、今後も引き続き適切な管理が求められる。
- 運転中の福島第二原子力発電所4号機において、原子炉再循環ポンプに電源を供給する装置の部品の取替作業に伴う短絡により、原子炉再循環ポンプが停止し、出力が低下するという事象が発生しており、福島第一原子力発電所においても、運転中の作業でミスを生じやすい箇所等の洗い出しを徹底し、再発防止に努める必要がある。
- 事業者においては、現在、プラントの耐震安全性評価に関し、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震を受け、追加で行った地質調査結果も踏まえた再評価を実施しており、本号機については、平成20年3月31日に「耐震設計審査指針」改定に伴う耐震安全性評価結果中間報告書を提出しているところであるが、最終報告に向け、引き続き、最新の知見を適切に反映し、可能な限り迅速かつ確実に再評価を実施していくことが求められる。

- 福島第一原子力発電所においては、新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所3号機での所内変圧器の火災及び絶縁油の外部流出を踏まえ、所内変圧器周りの相非分離母線並びに相分離母線の沈下防止対策及び防油堤内側への遮水シートの敷設等、現在、災害に強い発電所への取組みが、ハード（設備等）、ソフト（組織等）両面にわたり、計画的に進められているが、安全性、信頼性向上の観点から、一層の設備の強化改善を図るよう努めるとともに、不断に防災体制の実効性を確認していくことが求められる。

- 事業者においては、今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、新検査制度に則った保全計画に基づき状態監視を適切に行う等、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域をはじめ県民の目に見える形で一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、その結果を分かりやすく説明することによって、信頼回復に向けた努力を積み重ねていくことが求められる。

- 県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心を基本に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況について確認していく等、適切に対応していくこととする。